

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例

和光市議会委員会条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出席説明の要求) 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月17日提出

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

提 案 理 由

平成11年の地方自治法改正に合わせた標準市議会委員会条例の一部改正に伴い、関係する規定を整備したいので、地方自治法第112条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。